**令和3年3月（予定）から**

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

**利用申込受付を（事前登録）開始しました！**

令和3年3月（予定）から順次、医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用できる医療機関等は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金ホームページなどで随時公表する予定です。　※現在の健康保険証も引き続き利用できます。

## ●どんな良いことがあるの？

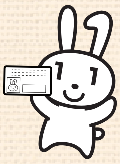

- ■就職や転職、引越しをしても、健康保険証としてずっと使えます。　※保険者への加入の届け出は引き続き必要
- ■初めての医療機関などでも、今までに使った正確な薬の情報が共有できます。　※利用者の同意が必要
- ■限度額適用認定証を持参しなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。
- ■マイナポータル（政府運営のオンラインサービス）で、自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を見ることができます。
- ■マイナポータルを利用した医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単にできます。
  ※令和3年分所得税の確定申告（予定）から

## ●利用には事前登録が必要です！

マイナポータルはこちら

### 必要なもの

- □申込者本人のマイナンバーカード
- □マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号（数字4桁）
- □マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダー

### マイナポータルAPを登録

各アプリストアで「マイナポータルAP」と検索するか、右の二次元コードからインストールしてください。

【iPhone用】App Store　【Android用】Google Play

### 登録手順（スマートフォンなどの場合）

①「マイナポータル」へアクセスする。

②「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」を押す。

③利用規約などを確認して、「同意して次へ進む」を押す。
※併せてマイナポータルの利用者登録も可

④暗証番号（数字4桁）を入力し、マイナンバーカードをスマートフォンに当てて、「読み取り開始」を押す。

※画面はイメージです。

▶**事前登録完了！**　※令和3年3月（予定）から利用開始

マイナンバーカードの健康保険証利用について詳しくは、総務省・厚生労働省ホームページをご覧いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

●マイナンバー総合フリーダイヤル　　マイナンバーカード　健康保険証利用　検索

**0120−95−0178**（受付時間：午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日は午前9時30分～午後5時30分）

# この機会に作りませんか!? マイナンバーカード

●マイナンバーカードは、こんな場面で使えます!

- コンビニなどで各種証明書の取得に!
- マイナンバーを証明する書類として
- 本人であることが確認できる書類として
- 行政手続きや民間サービスの電子申請に!

## ■申請は「市の窓口」、「インターネット」、「郵送」から選べます

申請方法によって受取場所・方法が異なります。

**市役所・関支所の窓口で申請**

- 下記の「持ち物」がそろっている場合 → **受取場所:自宅**
  カードができあがり次第、本人限定受取郵便で住所地へ郵送します。
  (受取時に、郵便局員に本人確認書類の提示が必要)
  自宅で受け取ることができるようになりました!
- 下記の「持ち物」がそろっていない場合
  ※運転免許証など本人確認ができるものがあれば申請可

**スマートフォン等でインターネットから申請**

**郵送で申請**

→ **受取場所:市役所または関支所**

❶自宅に交付案内通知書が届きます。通知書に記載の交付場所(市役所または関支所)を確認し、電話で受取予約をしてください。

❷予約日時に交付場所へ本人確認書類を持参の上、申請者本人がお越しください。

申請から交付までに1カ月程度かかります

※上記以外にも、証明用写真機による申請方法があります。詳しくは、市民課戸籍住民グループへお問い合わせください。
※申請者が15歳未満の人や成年被後見人の場合は、法定代理人の同行が必要です。
※申請時に不足していた書類がある場合、市役所または関支所で受け取る際に必ず持参してください。

## ■申請時に必要な「持ち物」

①**個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書**(通知カード下部分)

②**通知カード** ※申請時に回収します。必要な場合は、事前にコピーをお願いします。

③**住民基本台帳カード**(お持ちの人のみ)

④**本人確認書類**(**書類Aの場合は1点、または書類Bの場合は2点**)

**書類A** 顔写真貼付のもので、最新の情報が記載されたもの(運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カードなど)

**書類B** 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの(健康保険証、介護保険証、年金手帳・年金証書、子ども医療費受給者証、学生証、社員証など)

※①・②は、紛失の場合も申請できますのでお申し出ください。

▲個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

▲通知カード

## 窓口のご案内 マイナンバーカードのことなら何でも!

## 「マイナンバーカード専用窓口」市役所1階に開設!!

マイナンバーカードの交付体制の充実を図るために、新しく専用窓口を開設しました。

**ところ** 市役所1階西玄関前

**業務内容** マイナンバーカードの申請・交付、申請用の顔写真撮影(無料)、暗証番号の再設定、カード更新手続きなど、マイナンバーカードに関すること全般

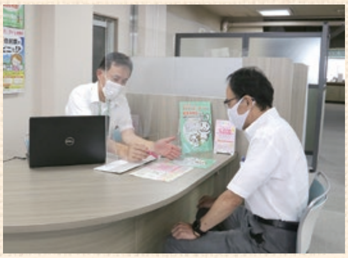

上記の「持ち物」を必ずご持参ください!

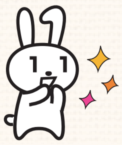

平日は仕事などでお忙しい人へ!

## 「マイナンバーカード出張受付窓口」亀山エコータウン本館2階で実施!!

マイナンバーカード出張受付窓口を設置し、マイナンバーカードの申請受付を行います。申請に必要な顔写真も撮影(無料)しますので、ぜひお気軽にお越しください。

**と　き** 10月10日(土)午前10時～午後3時

**ところ** 亀山エコータウン本館2階催事場『夢ひろば』

**問合先**
◎マイナンバーカードに関すること……市民課戸籍住民グループ(☎84−5004)
◎国民健康保険に関すること………市民課国民健康保険グループ(☎84−5006)
◎後期高齢者医療保険に関すること……市民課医療年金グループ(☎84−5005)